

バス部会の設置について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）第5条の規定に基づき、令和6年3月に中野区地域公共交通計画を策定した。本計画に掲げる基本理念の実現に向け、路線バス環境の維持・改善や路線バスの利用促進等の検討を専門とした部会を設置し、本計画推進の体制を整える必要がある。

ついては、中野区交通政策推進協議会条例第7条第1項の規定に基づき、新たに「中野区交通政策推進協議会路線バス部会」（以下「バス部会」という。）を下記のとおり設置する。

記

1 名称

中野区交通政策推進協議会路線バス部会

2 所掌事項

- (1) 中野区地域公共交通計画の施策に掲げる事項
- (2) 地域交通法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進事業に関する事項

3 設置日

令和7年7月28日

4 部会員

中野区交通政策推進協議会条例第7条第2項の規定に基づき、委員の中から会長が以下のとおり指名する。

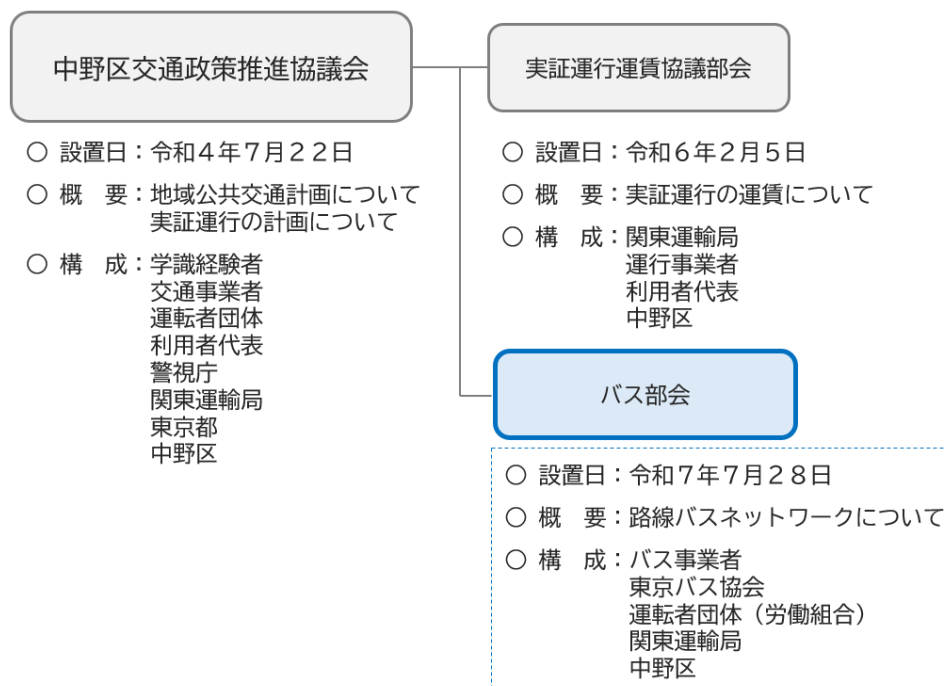
交通事業者	東京都交通局自動車部計画課長	井上 清一
	関東バス株式会社運輸部計画・営業担当副部長	小川 将和
	京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合事業担当課長	三浦 裕介
	国際興業株式会社運輸事業部運輸企画課長	松本 章宏
	西武バス株式会社計画部計画課長	秦野 凌
労働組合	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会	舟山 明久
バス協会	一般社団法人東京バス協会乗合業務部	富樫 秀樹
運輸局	国土交通省関東運輸局東京運輸支局総務企画担当	中山 俊夫
区	中野区都市基盤部長	松前 友香子

5 バス部会要領

資料2-2 「中野区交通政策推進協議会路線バス部会要領（案）」のとおり

6 その他

バス部会設置に伴い、交通政策推進協議会の開催回数を従前より減らし、バス部会で協議を調えた際は、その結果を交通政策推進協議会へ報告する。



【参考】中野区交通政策推進協議会条例

（部会）

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する部会員をもって組織する。

3～6 （略）